

委託業務特記仕様書（令和6年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第7条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（C I M活用業務【受注者希望型】）

第8条 本業務は、C I M（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（本業務の特記仕様事項）

第9条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

1. 業務目的

本県では、能登半島地震を教訓に、緊急輸送道路の段差や崩落で通行不能となる恐れのある箇所を抽出し、復旧に必要な碎石を確保するとともに迅速に供給するための配備計画を策定することを計画している。

当業務は、これらの計画を策定するために、緊急輸送道路における橋梁と道路の境にある段差の発生を予防する構造物（踏掛版）について、非破壊調査を行い健全性の調査を行うとともに、南海トラフ巨大地震発生時に生じる段差の想定と道路啓開時に必要な碎石量の算出を目的とする。

2. 想定地震

本業務にかかる想定地震は、平成25年徳島県発表の徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第1次、第2次）とする。

3. 業務概要

- (1) 打合せ協議
- (2) 計画準備

- (3) 資料収集整理
- (4) 現地詳細調査橋梁の抽出
- (5) 現地踏査
- (6) 現地詳細調査
- (7) データ解析及び評価
- (8) 被害（段差）の想定及び碎石量の算出
- (9) 報告書作成

4. 業務内容

(1) 打合せ協議

本業務の打合せは業務着手時、中間打合せ（2回）、成果品納入時を基本とし、必要に応じて随時実施するものとする。

(2) 計画準備

業務の目的・主旨を把握したうえで、実施方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を作成する。

(3) 資料収集整理

県管理の緊急輸送道路にある対象橋梁（173橋）について、南海トラフ巨大地震被害想定資料、道路台帳、橋梁台帳、橋梁定期点検調査書、既設設計図書、補修・補強資料等を収集・整理する。

(4) 現地詳細調査橋梁の抽出

被害（段差）が生じる可能性のある橋梁を5.（3）の対象橋梁から抽出（想定数163橋）し、さらに架設年時などから踏掛版を有し、現地詳細調査を行う調査橋梁を抽出（想定数107橋）する。

(5) 現地踏査

現地詳細調査を行う調査橋梁（想定数107橋）について現地踏査を実施し、現地調査計画の立案や現地詳細調査に必要な事項を調査・整理する。

(6) 現地詳細調査

①現地調査計画 現地踏査結果等を基に踏掛版の現地詳細調査の方法について計画を立案する。

②現地詳細調査 現地調査計画に基づき、電磁波レーダ搭載車にて現地で調査を実施する。

基本的に片側交互通行などの交通規制は実施せず、後方警戒規制により実施する。

なお、現地の状況により交通規制が必要となる場合は協議のうえ変更する。

雨天時は水により電磁波が乱反射するため、調査は行わない。

1) 電磁波レーダ測定要件

測定は、車両に搭載した電磁波装置による。調査方法の選定は、NETIS（国土交通省の新技术情報提供システム）および国土交通省の点検支援技術性能カタログ（案）に登録された技術を参考にする。

使用する車両機器は、

- ・搭載された電磁波装置により、一般の交通の流れの中で1測定あたり幅員 1.5mの範囲のデータ取得が可能なもの
- ・電磁波送受信方式は、200MHz～3GHzの周波数を高速で段階的に切り替えて送受信するマルチステップ周波数方式により、橋軸方向 (X) ・橋軸直角方向 (Y) ・深さ方向 (Z) の断面データを取得できるもの
- ・車両に搭載されたRTK-GNSSを使用して、緯度・経度の位置情報を記録・保存できるもの
- ・路面画像を撮影する装置を使用し、舗装表面の変状を把握できるもの

2) 測定方法

測定は、対象橋梁の中央付近を走行して行う。2車線以上有する橋梁部に対しては車道部中央付近を1往復（上り、下り）の走行とし、1車線の橋梁部に対しては1回の走行を行うものとする。

(7) データ解析および評価

- ・電磁波レーダ測定解析

現地詳細調査データ（想定数107橋）を基に踏掛版の有無をはじめ、損傷具合を平面、横断的に整理を行い、健全度（早期補修が必要かどうか）を取りまとめる。

(8) 被害（段差）の想定及び道路啓開に必要な砕石量の算出

発災時に被害（段差）が生じる可能性のある橋梁（想定数163橋）について、橋梁と道路の境で生じる段差量を想定するとともに、道路啓開に必要な砕石量を橋梁毎に算出する。

また、踏掛版修繕工事や段差対策工事の優先順位を整理する。

(9) 報告書作成

- ・上記内容について報告書としてとりまとめる。
- ・対象橋梁の調査結果（座標、段差の有無、踏掛版の有無、健全度、砕石量）については、GISで扱えるシェープファイルを作成すること。

5. 成果品

- (1) 成果報告書 : 1 部 (A4 版、簡易製本)
- (2) 上記電子データ : 2 部 (正副各 1 部)

6. その他

- (1) 受注者は、本業務の実施に際し、規定業務内容の変更又は当該業務以外の調査・調整等の必要が生じた場合は、その段階で発注者（県）とその対応について協議するものとする。

本特記仕様書に定めのない事項については、発注者（県）と受注者が協議して決定する。

- (2) 道路啓開に必要な砕石の位置と量については、同時期に実施する「道路啓開資機材配備計画策定業務」の進行に支障が生じないよう提供すること。